

# 平成28年3月定例教育委員会

日 時 平成28年3月19日（土）  
午前9時00分～

○中島委員長

ただいまから平成28年3月定例教育委員会を開催します。よろしくお願ひします。それでは、教育総務課長から日程説明をお願ひします。

## 1 日程説明

○林教育総務課長

本日は議案17件、報告事項21件、合計38件となっています。ご審議の程よろしくお願ひします。

## 2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

教育長から一般報告をお願ひします。

○山本教育長

この度2月定例県議会が22日からスタートしていますが、来週の火曜日までということで、終盤を迎えております。この度の議会では平成37年度までの県立高校のあり方、そして美術館整備構想について激論になりまして、かなり多くの方がこの問題を取扱い、やり取りさせていただきました。詳細は別添で資料をお配りしていますのでそちらをご覧くださいと思いますが、内容としては、今進めている方向で進めていくということですが、美術館はまだまだしっかりと議論していく必要があるのではないかというところです。

3月1日、10日、14日とそれぞれ県立学校の卒業式が開催されまして、皆様方にお忙しいところご出席いただきました。そのうち琴の浦高等特別支援学校は初めての卒業式ということで、生徒代表も立派な挨拶をされたとお聞きしています。全員就職については、なんとかうまくできているということです。

あと、それぞれ、いじめ問題対策連絡協議会、あるいは生涯学習の分科会、医療ケア協議会等々開催しておりますが、また後程報告事項で詳しく説明させていただきます。

続いて、本定例教育委員会に提案する議案について、その概要をご説明します。今回提案しました議案は17件で、そのうち議案第1号「教育委員会人事（課長級）について」から議案第7号「県立学校事務長（課長相当人事）について」までは、この年度末に係る管理職に関する人事異動の議案です。また、議案8号「鳥取県教育委員会事務処理権限規程について」から議案第13号「鳥取県教職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について」は、平成28年4月の組織改正に伴う関係規則の改正ですとか、マイナンバー導入に伴いその事務を定めるための規則の新設あるいは、育児部分休業対象者の拡大、高齢者部分休業の新たな導入に伴う規則改正等、

年度内に改正が必要となる各種規則等の改正を行うものです。議案第14号「平成28年度アクションプランについて」は、鳥取県の教育振興基本計画に基づき、平成28年度に県教育委員会等が実施する各種施策・事業について体系的に整理しPDCAサイクルを進めていくための計画として策定するものです。議案第15号「女性活躍推進法における特定事業主行動計画について」は新たにできた女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて、教職員一人一人が男女の区別なく、家庭生活の充実を図るとともに、個性と能力を十分に発揮して活躍するため、県教育委員会としての行動計画を策定するものです。議案第16号「鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正について」は、山陰海岸学習館を知事部局の山陰海岸ジオパーク「海と大地の自然館」に移管することに伴って規則を改正するものです。議案第17号「文化財の県指定について」は、先に行われた県の文化財保護審議会からの答申に基づき、琴の浦の光徳寺文書など、計6件の文化財等について、保護文化財ですとか名勝、無形文化財等の指定を行うものです。議案第18号「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」については、平成31年度から37年度までの本県高等学校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性について、県教育委員会としての基本方針を示そうとするものです。

以上、提案議案について概要を説明しました。よろしくお願ひします。

### 3 議 事

#### ○中島委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は若原委員と佐伯委員にお願いします。本日の議案と報告事項のうち、1号から7号、それから報告事項アからエまでは人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますがよろしいでしょうか？それではそのように決定いたします。関係課長以外は退席をしてください。

#### (1) 議 案

##### 【非公開】

- 議案第1号 教育委員会事務部局人事（課長級以上）について
- 議案第2号 市町村（学校組合）立学校長人事について
- 議案第4号 県立特別支援学校長人事について
- 議案第5号 県立特別支援学校事務長等（課長相当職）人事について
- 議案第6号 県立高等学校長人事について
- 議案第7号 県立高等学校事務長等（課長相当職）人事について

- 報告事項ア 教育委員会事務部局人事について
- 報告事項イ 市町村（学校組合）立学校教職員人事について
- 報告事項ウ 県立特別支援学校教職員人事について
- 報告事項エ 県立高等学校教職員人事について

○中島委員長

これより公開とします。それでは、議案第8号から議案第12号までを一括してご説明をお願いします。

議案第8号 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

議案第9号 平成28年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

議案第10号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の新設について

議案第11号 現業職員就業規則の一部改正について

議案第12号 鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

○林教育総務課長

それでは、議案第8号から12号まで一括してご説明させていただきます。

まず、議案第8号ですが、委員会の事務処理権限規程の改正です。今回の組織改正及び事務の整理に関して一部改正をしています。内容としては、人事等の発令に関して、市町村立学校分の非常勤職員についてそれぞれ各課で分かれて発令している部分がありましたので、少し整理しております。外国語活動支援員等に関する小中学校の非常勤職員については小中学校課が担当するようにして、いじめ・不登校総合対策センターでは、スクールカウンセラーとか学校生活適応支援員というような職の発令を行うよう整理しました。また、行政手続法等改正に伴う適用条文の修正をしている案件もあります。

続いて、議案第9号、平成28年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設ということで、それぞれの規則を一括して改正させていただくものです。まず、行政不服審査法改正に伴うものについては、今まで異議申立と審査請求とが分かれていましたが、審査請求に一本化されましたので、それに伴う文言の整理等の改正です。2番目の事務局等組織規則については、組織改正に伴い所掌事務、特にネットワークの部分が教育センターから教育環境課へ一元化したことと、近畿高等学校総合文化祭が平成27年度で終了したのでそれに伴う整理をしています。また、事務局職員の設置規則等については、埋蔵文化財センターで土木技師の職員が文化財関係の業務をするということで、新たに職を加えています。4番の県教育センターの管理運営規則の改訂は、先程の所掌事務の変更に伴うものです。大山青年の家、船上山少年自然の家では、それぞれ職員の配置をしています。社会教育主事資格を持っている者については、社会教育主事の発令もやりたいということでその職を加えるものです。市町村等への事務に関するものについては、免許状の授与の規則改正等について変更しております。最後は、行政不服審査法の改訂に伴う変更をさせていただきます。

続いて議案第10号です。鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の新設についてですが、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、現在、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例が議会で審議されていますが、法律に定めないので、教育委員会においてマイナンバーを使う具体的な事務については条例から教育委員会規則に委任されています。ですので、その具体的に利用する事務を明記するためにこの規則を定めるものです。具体的には第2条、第3条に書いてありますが、県立学校において就学の援助に要する事務

に関する事、特別支援学校の就学支援費の受給資格の認定に関する事、高等学校等就学支援金及び高等学校学び直し支援金の支給認定に関する事、また高等学校等就学給付金の資格に関する事と、授業料の徴収業務に関してマイナンバーを利用するという事、新たに定めるものです。

続いて、議案第11号、現業職員の就業規則ですが、一般職員についてはそれぞれ部分休業関係で条例改正等が行われており、現在、育児部分休業は就学前までということになっていますが、今回新たに部分休暇として小学校3年まで伸ばす事、また、高齢者部分休業を新たに導入するという事になる予定です。その一般職員に準じて、現業職員については、個別の就業規則で定める必要がありますので、同内容を適用するべく改正させていただこうとするものです。

議案第12号については、規則改正と合わせて、現業職員については労働協約を締結する必要がありますので、その内容を労働協約に反映させることで了解をいただければ、組合と協約を締結するという事、議案の議決を求めるものです。説明は、以上です。

○中島委員長

完全にテクニカルなことですね。

○林教育総務課長

はい、条例に基づいた詳細な手続と規則改正に伴うものです。また、現業職員については、規則で定める必要があるため、一般職員と内容と同じものを適用するために規則改正を行うものです。マイナンバーも今回新たな法が施行されますので、その具体的な事務を明記しないとけないという事で新設しています。

○中島委員長

よろしいでしょうか？では第8号から第12号について原案どおり決定とします。続いて、議案第13号についてお願いします。

議案第13号 鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

○小林小中学校課長

議案第13号、鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正です。国の免許状規則の一部改正を受け、免許状更新講習の内容が一部見直しされるということで、改正を行うものです。ポイントは選択必修領域の導入ということで、左側に現行、右側は改訂後の内容が書いてあります。必修領域が、必修領域と選択必修領域に分かれるということがポイントでして、これを受けた所要の改正手続きとなります。第3条の部分は、記載内容をより明確にするための修正です。それから、更新講習について、現行の部分に黒い四角で囲ってあるところがあるかと思いますが、これらをすべて削除するという改正です。申請の際の添付書類の中に、この削除しようとする部分がすべて記載されているということから、事務手続き上削除しても支障がないという判断から、ここの部分を削除しようとするものです。

○中島委員長

選択必修領域というのは、今までは6種類だったものの選択肢が増えているということですか？  
どれぐらい増えているんですか。

○小林小中学校課長

具体的には、単位数自体はトータルの12時間ということで変わってないけれども、より幅広に必要に応じてメニューが選べるようになるということです。

○中島委員長

科目によってということですか。

○田中次長

かなり、教育課題に応じて、色々なものが選択できるようにしようというものです。

○中島委員長

選んで受けられる、いいことですね。

○小林小中学校課長

教育課題のニーズに即した形で選べるということです。

○中島委員長

講習というのは、試験があるんですか？

○林教育総務課長

講習の終わりに試験があり、それを経て認定となります。県内であれば、鳥取大学や環境大学が行っています。

○中島委員長

試験を落ちるとどういうことになるんですか？

○林教育総務課長

試験は、項目ごとに1単位ずつ取るもので、1度に取りなくても、1年かけて一コマずつあちこちで取ったりする形もできます。

○佐伯委員

2年くらいかけて受講できます。夏休みと、あと土・日とかで選んで。

○山本教育長

規定の単位数に達するまでは受けなければならないというものです。

○中島委員長

よろしいですか？それでは13号議案は決定とします。では、14号議案をお願いします。

#### 議案第14号 平成28年度アクションプランについて

##### ○住友教育総務課参事

平成28年度のアクションプランです。このアクションプランですが、県の教育振興基本計画を推進するために具体的な事業や取組を毎年度作成して公表しているものです。主な事業について少し説明させていただきます。6頁の下から3番目ですが「地域未来塾」推進事業とあって、放課後や土曜日、長期休業中など、大学生や教員のOB等の地域の方の支援を得て「地域未来塾」を開設して、経済的な事情によって家庭での学習が困難だったり、学習に遅れがちな中学生等の学習環境を整備するものです。12頁の下から二つ目で「教科でつながる小中連携授業力向上支援事業」ですが、20の中学校区を指定して、これまで小中の連携の取組をしてきましたけれども、その小中連携の取組を基盤としながら、全国学力学習状況調査の結果を踏まえた中学校区の学力課題の解決に向けて、教科研究を通して小学校と中学校の教員の授業力向上のための研究を推進しようとするものです。続いてその下の「小学校理科教育パワーアップ事業」については、優れた指導力の教員を配置した小学校5校を2年間拠点校に指定して、その拠点校を中核とした公開授業や、教育センターと連携した教員研修や教育団体との連携を通して、全県的に小学校理科における教員の授業力向上を意図しております。続いて13頁の真ん中辺り「グローバルリーダーズキャンパス」ということで、高等学校課の事業ですけれども、アメリカのスタンフォード大学と連携して、県内高校生向けの遠隔講座を開設して、幅広い国際感覚を身に付け、世界を視野に入れて活躍する高い意欲と志を持った人材の育成を図ることとしております。続いて16頁の下から五つ目「鳥取発！スポーツでつながる共生社会充実事業」は、特別支援学校の体育施設等を拠点として、特別支援学校の児童生徒や卒業生、地域住民等が、スポーツを通じて共生社会の実現を目指す、また、交流だとか共同学習を通して障がいのある無しに関わらず、スポーツの楽しさを共に味わって、障がいのある児童生徒に対して向上や豊かな生活の実現を目指すとともに、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解啓発を進めていくこととしてしております。続いて22頁の一番下で「スクールソーシャルワーカーの配置」ということで、いじめ・不登校、暴力行為、生徒指導上の問題、子どもの貧困などがありますが、そういった課題に対処するために各市町村にスクールソーシャルワーカーを配置するというので、来年度は本年度以上の数の市町村が配置することとしておりますし、いじめ・不登校対策センターでも、スーパーバイザーを配置することとしております。また、高等学校課でもスクールソーシャルワーカーの配置人数を拡充して、私立学校への支援も行うこととしておりますし、特別支援学校でも配置人数を拡充しようとしております。なお、来年度当初予算の関係ですので、議会が来週の火曜日に議決される見込みですが、その議決後にこのアクションプランは効力を発することとしております。

##### ○佐伯委員

48頁の「不審者対応訓練実施率」というのは、やはり中学校、高等学校ではあまり実施されないんですかね。平成24年、25年は実施率が低くて、26年には増えてるけれども、また27年には下がっています。県は最終的な目標値として、けっこう高い実施率を掲げているからどうかと。

○住友教育総務課参事

これはまた増えると思います。ちょっと確認をさせてください。

○佐伯委員

そもそも高校も不審者対策をするんですか？

○御船参事監兼高等学校課長

はい、していますね。さすまたとかを使っています。毎年訓練するところもありますが、訓練というよりマニュアルを確認してという感じで実施しています。

○佐伯委員

なるほど。実際にはどう対応するかを共通理解だけ職員の方がしていらっしゃるんだったら、それでいいんじゃないかと思います。

○中島委員長

普段から体を動かしておくとうんでしょうね。

○御船参事監兼高等学校課長

以前、勤務した学校では不審者がいましたので、普段からやっていました。真っ先にまず教頭が出て、すぐに後から行きました。一人二人で対応するとかえって危ないですから。

○中島委員長

いま幾つかのポイントを住友参事に挙げていただいたんですけども、例えば6頁の「地域未来塾」推進事業というのは、何ヶ所ぐらいの想定なんですか。

○住友教育総務課参事

今年度は、伯耆町1ヶ所だけでしたけれども、来年度予算は10ヶ所を予定しています。実際は少し減るかもしれません。

○中島委員長

今年度は伯耆町1ヶ所だけですか。伯耆町での具体的な実績はどうだったんですか？

○小林小中学校課長

市町村で先を見据えて先進的に取り組んでおられるのは伯耆町です。具体的な成果のところは十分聞き取れてない部分はありますが、かなり今後を見据えて取り組んでいただいて、参考にする部分もたくさんあるなど見ております。

○中島委員長

これについては学習だけが目標ではないけれども、学習はかなり大きな目標ではあるんですかね。

○小林小中学校課長

補習的な部分も、かなり意識としてあります。

○中島委員長

「何人ぐらい参加して、こういう成果が上がったんだ」ということは、ある程度は分かりますよね。

○小椋教育次長

伯耆町の例ですけど、聞いている話では、保護者さんが「いい取組みだ」ということで申込まれるんですけど、本人がそれにあんまり素直に従わずに行かないという子もあるという話をしておられたようです。動き出されたばかりなので、もうちょっと確実に学校も一緒になって、子どもたちを集めて面倒を見られるようにしたい、ということもおっしゃっておられました。

○中島委員長

さっきご説明いただいた事業でもそうですけど、特に小中学校絡みの事業になると、どうしても地元の教育委員会だとか、地元の行政が絡むのですが、目玉事業については、成果を確実に出していくということが重要だと思います。今、10市町村での実施とおっしゃっているのは、ある程度想定もありつつということかと思います。そうするとその辺を今年どう実施してもらうのかということで、成果を出していくんだという方向が欲しいです。全体的に各課のことって分からないのですが、各課の課題意識があって、県として全体的に万遍なくやるんじゃなくて「ここにてこ入れすると、全体状況に対して、いい楔になるんじゃないか」という課題設定をして「じゃあ、このことは確実に成果を出していこう」ということですよ。その辺について各課の中でしっかりと意思統一を図ってもらって「これと、これと、これはしっかりやるから、絶対にこういう成果を出そう」ということが一段明確にして、やっていただいた方がいいと思います。

○松本委員

「地域未来塾」推進事業は誰がするんですか。そもそもの話があったんですか？

○小椋教育次長

文部科学省から話があったものです。

○松本委員

それをやろう、と手を挙げたのが伯耆町なんですか？

○山本教育長

元々出てきたのは、子どもの貧困連鎖を立ち切るという福祉サイドの話ですが、教育サイドが関わるときに、貧困な家庭の子どもだけ手厚くすることについて「そうしてでも低学力の人の学力を伸ばしていかないといけない」という考え方と「貧困とは関係なく、学力の低い子どもたちを伸ばしていかないといけない」という考え方が両方あり、そこで貧困の家庭を対象に据えて実施することに若干躊躇があって、今年度はあんまり手が挙がりませんでした。ただ、大きな流れの中で必ず

しも貧困の家庭にこだわらなくてもいいという事業立てになっていますから、学力の低い子どもたちに声をかけて伸ばしていこうという形で、来年度取り組むところが出てくるということを期待しています。

○中島委員長

これは、民業圧迫みたいな話は出てこないんですか？

○山本教育長

これは今のところ、出てきてないですね。

○住友教育総務課参事

内容によっては、塾に移管することもできます。

○田中次長

地域に、指導したり面倒みたりする人材がいるかということがネックになるようでして、文部科学省の事業想定も中学校区単位程度を想定しているんですけども、実際は中学校区単位ごとでそういう指導者が、どう確保できるかという問題もあります。そこの兼ね合いを見ながら「手を挙げたいが、ちょっと躊躇する」という町村はあったりもしますし「大体ここはやれるだろうな」という想定で、予算で10市町村分を取っておりますが、その後の段取りで1、2市町村減ってくる可能性ということもあり得るかなという状況にあります。

○中島委員長

感覚的にはどうでしょう。現場の先生との連携が、やっぱり大事かなと思います。ちょっと追いついていない子どもがいらっしやると、自分がちょっと面倒見きれないところもあるし、「お金もあんまりかからないようだからあそこに行ってみたらどうか」という形で提案して、子どもが行くというようにつながっていければいいのではないかと思います。

○山本教育長

おっしゃるとおりだと思います。学校が持っている情報と、地域未来塾で教える方と、教育委員会で情報を共有しながらやる必要があるということで、その打ち合わせの場等をシステムの中で設けるべきだということで、今、実施要綱の中にそうしたことも設けていますが、個人情報保護の問題にも対応し、必ず保護者も入ってそういう情報を学校側が未来塾で教える人に出すということについて、きちんと了解をもらいながら、三者で合意形成を図ることが連携に向けて必要だということも申し上げます。何が子どもにとって一番必要なのかということも共有しながら進めていきたいと思っています。

○松本委員

地域未来塾では勉強を教えるんですね。それだと毎週実施するんですか？

○佐伯委員

いや、週一とか、月数回とかじゃないですか。週一は多いぐらいだと。長期休業中だったら休みのうちに何回かするんでしょう。

○松本委員

効果を上げる以上は、塾だからきちんとしないといけないのではないのでしょうか。週一じゃ足りないぐらい。

○佐伯委員

子ども自体が、週に1回そこに行って、きちんと学ぼうという高い気持ちを持って、となっていけばうまくいくと思いますけどね。

○松本委員

10市町村で、予算はいくらですか？

○住友教育総務課参事

10市町村で600万円です。

○松本委員

1ヶ所60万円を何に使うんですか？

○山本教育長

1ヶ所あたりの予算が90万円で、国が3分の1を補助します。県と市町村の負担分が、県の予算に上がっています。講師の謝金と場所代です。

○松本委員

一人分ですかね。

○佐伯委員

一人じゃないでしょう。英語とか数学とかありますし。

○山本教育長

一人で教えられる方があればいいでしょうけど、中学では理数系と、文系みたいな。

○中島委員長

この対象は中学生ですか？

○山本教育長

中学生がメインですね。

○中島委員長

私ついこの間、ある中学校に行ったのですが、授業に全然ついていけなくて寝ている生徒もいたりしました。現在中学校2年生で今度3年生になる生徒なのですが、ああいう生徒をうまく先生が引っ張り出して週1回でも少しずつでもやらせるようにすることで変わるんじゃないかな。本当にすることが無いという感じでしたから。なので、実践レベルでの徹底で頑張ってくださいたいです。始まったばかりの制度だと思うので、不具合ももちろんあるとは思いますが、それも含めてフィードバックをしながら実施してほしいです。

○松本委員

スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの人材確保はどの程度必要なんですか。

○山本教育長

人材不足の感があり、スクールソーシャルワーカーは、今講習会をして養成の方に力を入れています。

○松本委員

それは非常勤ですか？

○山本教育長

はい、非常勤です。県内ではどうしても人数が少ないですので、関西圏も視野に入れていかないとなかなか難しいです。

○坂本委員

25頁ですけれども、山陰海岸ジオパークは、知事部局に移管されるのですか。

○住友教育総務課参事

知事部局へ移管するんですが、関連がありますので掲載しました。

○中島委員長

緑豊かな自然課というところです。

○田中次長

緑豊かな自然課の中のジオパークに関係するセクションが、自然館の隣に新たに建物を建て動くというように聞いています。手狭のようなので。

○中島委員長

12頁の下から二つ目ですけど「教科でつながる小中連携授業力向上支援事業」は何ヶ所ぐらいで行われるのですか？

○小林小中学校課長

20中学校区です。

○中島委員長

今年は何校区ぐらいで実施されたんですか？

○小林小中学校課長

これは平成28年度の新たな事業です。今年は、事業名は違いますけど同じような内容でやっているのが20中学校区です。

○田中次長

これは、学力学習状況調査で具体的な課題があるところに、指導主事等が出かけていって関わっていている事業です。

○中島委員長

20中学校区で、今年も同趣旨のことをされたということで、今年のご感想はどうですか？

○小林小中学校課長

今まで小学校と中学校というのは、なかなかつながりができていない中で、県教育委員会のスクラム教育など働きかけによって、かなり連携してやろうという形になってきました。ただ、ざっくりと授業を変えていかないといけないということは語るんですけども、具体的にこの教科の中でここをつながって変えていこうとか、系統的に意識してやっていこうというところまで落とし込めてなかった。それをこの「教科でつながる授業」によって、教科に更に入り込んで連携のベースがだいぶ出来てきた、それを基盤にしながら、更に教科に切り込んでいくというのが新しい視点です。

○中島委員長

では、今度の4月の学力テストで一応、昨年度実績の成果が少しは見られるということですか。その下の理科についてはどうでしょう？

○小林小中学校課長

成果が見られると思っています。また、小学校における理科教育というのは、どちらかというと得意な先生と、得意でない先生に二極化する傾向がありまして、一部の先生に理科教育を任せてしまっている傾向があります。そうではなくて、どの先生も国語・算数・理科・社会は当たり前に行指導できる力が必要だということで実施します。また、今回の学力テストの結果、理科の結果を見ても芳しくない面もありましたので、しっかりと県としてもてこ入れしたいということから、この理科を打ち出した事業を考えており、まさに先生たちの授業力をしっかり向上させていきたいという狙いを持って拠点校を設けてやっていくという事業です。これは、教員の加配もつけて県内5校で広めていくという狙いを持っています。

○中島委員長

これも新しい事業ですか？全く0からの。

○小林小中学校課長

はい、そうです。

○中島委員長

「グローバルリーダーズキャンパス」は、どう参加者募集をするのでしょうか。

○御船参事監兼高等学校課長

実施要項ができた後、各学校に配布してそれに基づいて募集する形になります。ある程度ピンポイントでいかないといけない部分もあろうかと思えます。英語でやり取りするということですので、なかなかハードルも高いものですから「いいからやってみようよ」という形での声かけが必要なのかなと。

○中島委員長

基本的に1対1ですか。

○御船参事監兼高等学校課長

私立学校も含めて20人から30人です。ネットで、自分の端末でそれぞれ講義が聞けるというものです。オンデマンドで前の講義も各自で聞けます。その中でテーマが定まっていますので、全体でディスカッションする場があり、その場合は一つの場所でやろうかと考えています。

○中島委員長

普通にやりたい人は手を上げる、という募集では集まらないでしょうね。

○御船参事監兼高等学校課長

声をかけていく必要があります。

○中島委員長

おもしろいけど、しっかり寄り添っていかないといけませんね。

○御船参事監兼高等学校課長

おそらく英語の教員も横に付いて、やっていく必要があります。

○中島委員長

オンラインだとちょっと難しいですね。目の前でしゃべってくれればまだいいんですけど。

○御船参事監兼高等学校課長

実際に打ち合わせのためにオンラインしてみましたけれど、割と臨場感があります。暫く聞いていると、教授の先生の間味みたいなものがありまして、画面もクリアですし、結構いいなと思いました。

○中島委員長

これ、インターネットを使うんですか。

○御船参事監兼高等学校課長

はい。なので、時間帯を土曜日の夕方とかにしないと、生徒を集めたりできません。個人で見るということに関してはいいですが。

○田中次長

既にスタンフォード大学が日本人の手を挙げた高校生向けに「スタンフォード e-ジャパン」というプログラムを作っていて、実際に何年か運用しておられます。最初は鳥取県向けカスタマイズでどうかという話でしたが、いきなりそれはハードルが高いので、とりあえず「e-ジャパン」をベースで1年やってみようということです。

○佐伯委員

小学校で教科担任の制度を試行した事業は、28年度も実施しますか？

○小林小中学校課長

取り組んでもらうようにしております。これは予算事業ではなくて、加配という格好で取り組みます。

○佐伯委員

さっきの理科のことについては、高学年になると理科は教科担任のような形で理科に堪能な方が幾つかのクラスを教えるということがその人の力もより伸びていくと思うので、いいのかなと感じました。

○坂本委員

文章の中に「人財」という表現が使われているところがありますが、何か特別な意味があるのですか？

○田中次長

県の全体のいろんなビジョン等で、人が宝だということで「人財」の表現を使っておられて、それと同様に表現しているものです。

○坂本委員

人権の話ですが、どこかで性的マイノリティのことが話題になりませんでしたかね。

○中島委員長

総合教育会議のときだったと思いますが、県内ではあまり例が少ないという話も出ていました。

○佐伯委員

26頁の「心や性の健康問題対策事業」で、医師や助産師等の専門家を派遣というのがありますが、この辺は人権を意識しているのかなと思いましたが。

○山本教育長

そこまでの事業ではありません。

○佐伯委員

性教育の話聞く際に、助産師等の話を聞くのはとてもよかったものですから。

○田中次長

ちょうど今、知事部局で人権基本方針の見直しの作業をしていて、今年度完了するのですが、その中に性的マイノリティの話がはっきり出てきます。その後、人権教育基本方針の改訂作業がありますので、その中で配慮のことが出てくると思いますので、それを受けて必要に応じて予算的な面では再来年度以降に反映してくる流れになるのかなと思います。

○中島委員長

個別の話ではないのですが、いじめ・不登校の件でセンター長の現在の認識としては、来年度に向けての課題とか、重点をおきたい点というのは、いかがでしょうか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

いじめ問題については、平成25年に法律が制定されて3年経ちますので、基本方針や校内組織の設置等については100%の目標は達成されているのですが、実際にそれが毎年見直して更新できているかということ、再度呼びかけていくことがあります。それに加えて、昨年いじめの認知についての見直しがあり、前年度の3月末段階では低かった数値が、岩手県の矢巾町の事案を受けて見直した基準で再調査をすると、3.6倍に増えたという事実もありまして、その基準で、本年度積極的に認知をしていくことを呼びかけたいと思います。それから不登校の件に関しては、後の報告事項にもありますが、2月現在で中学校及び高等学校での不登校件数は昨年度と同程度ですが、小学校の発生が多くなっています。その関係で小学校の不登校をどう把握し、それに対応していくかということで、いじめ・不登校対策センターとしても小学校低学年から不登校傾向が見えるということもありまして、幼保小の連携ですとか、他課や教育局とも連携しながら、踏み込んでいけたらということを考えているところです。

○中島委員長

不登校ゼロへの取組みというのが、タイトルとしては全くその通りなのですが、率直に言って全然そうならないどころか、増えてしまったということですね。今後どうしたらいいのか悩ましいですね。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

もちろん県全体として不登校ゼロに向かうという姿勢はいいと思うのですが、やはり200校からの学校のトータルの数で全部ゼロになるというのは、今現在が小中学校だけでも600件近くあるので、一気にゼロにするというには難しいのかなと。それに関する意識が各市町村や学校に降りていって、学校の中あるいはそれぞれのクラスの中でどう意識を持って、人間関係づくりをしたり、授業づくりをすることで、不登校を極力ゼロにしていこうという意識が浸透していった結果が、全体を減らすということにつながっていくという目標設定かと思っているところです。

○中島委員長

また後で報告があると思いますが、つまりできないことは分かっているけど、掲げる目標は「不登校ゼロ」ということになるじゃないですか。そうすると「いや、これは理念、理想なんです」というのか、現在600人であるところから今年は何人減らそうとか、3年で何人減らそうと具体的な目標設定をするのか。現状だと、結局不登校ゼロということが思考停止とは言わないけれども、何かもう一歩切り込めるかもしれないところを鈍らせているということもあるのでないか思うんです。

○山本教育長

「不登校ゼロを目指す」と言いながら、実際は全国平均を下回るというのが、今挙げている計画期間中の目標なので、表題を変えるべきなのかもしれません。いじめと同じように不登校問題に取り組むということの中で、現象の部分と、その根っこにある部分をいろいろ解決していかないといけません。授業が分からないという子どもを作らないとか、人間関係づくりだとか、その辺を押さえつつ、実際には家庭環境とか色々要因がありますから、そういうものに対処していくという両方が必要です。その根っこの部分というのが思うように良くはなっていないです。この表現は考えたほうがいいのかもかもしれません。

○中島委員長

やはり各課のほうで県の教育政策として「ここに力点を置いて今年はやりたい」ということを話し合っていて「これを目標にし、このプランで確実に成果を出していく」というようなことをぜひまとめていただきたいと思います。

○山本教育長

年度当初に、重点提案等について整理しますので、そのときに「うちは、今年はこれをやります」ということをしっかりと打ち出して、それがまた現場にも伝わるようにしていかないと。

県と市町村との関係が、それまでは完全に文部科学省を頂点とした上下関係だったのですが、地方分権の中で対等な関係だということになりましたので、県側のスタンスは以前に比べると一歩引いたような、「下支えをしましょう」とか「手挙げ方式でいきましょう」というものなのですが、もう少し「県のほうで音頭を取ってやりましょう」というような、ちょっと強いメッセージを出す時期にきているのではないかなあとと思います。必ずしも押しつけるわけではないのですが、「こうだ」ということを打ち出してもいいのかなあと、今個人的には思いつつあります。

○中島委員長

手挙げ方式がいいのか、一斉にするのがいいのか、内容にもよりますよね。

では、議案第14号は原案どおりといたします。では、議案第15号をお願いします。

#### 議案第15号 女性活躍推進法における特定事業主行動計画について

##### ○林教育総務課長

女性活躍推進法における特定事業主行動計画ということで、平成28年度からの5年間の計画を定めるものです。女性活躍推進法は平成27年に制定され、来年度、各任命権者で特定事業主行動計画を策定するということが定められております。今回の計画の対象としては、事務部局と県立学校及び市町村立学校教職員の全体を対象としています。現状把握について3年間ずつ見っていますが、採用している現在の職員の男性・女性の状況については、それぞれの校種で若干のばらつきはありますが、概ね5割前後という中で、男女を問わず適任者を採用しているという状況です。また、現状として、職員に占める男女の割合を示しており、中学校・高等学校がまだ女性比率が3割前後ですが、それ以外の小学校・事務職員等については逆に女性が少し多い状況です。職位別で見ますと、行政職員のうち課長級以上については女性比率が23%という状況です。係長級以上では比率が50%以上であり、課長級以上についてはもう少し努力すべきところはあるかもしれませんが、事務職員については全体として性別の関係なく適材適所の配置ができていると思います。教育職員のところでは、校長・教頭それぞれ校種ごとに示しています。小学校がやはり一番女性が多くて、校長で24%、教頭で30%ぐらいですが、少し教頭の割合が近年下がってきているというところが、少し課題かと思っております。中学校高校については、まだまだ人数自体が少ないですが、傾向としては増やす方向にあり、この傾向を続けていく必要があるかなと思っております。管理的地位に占める女性割合についても同様のことが言える状況です。

続いて継続勤務年数ということで、性別で退職された正職員の勤続年数を記載しています。年によってばらつきがあっても明確には言えませんが、若干女性の方が勤務年数が短い傾向はありますが大きく差は出ていないというのが現状です。また、時間外勤務の部分ですけれども、行政職員について時間外勤務の対象となっていますので、そのみを記載しています。男性の方が少し長い状況があるのかと思っております。有給休暇の取得状況ですが、高校・特別支援学校は10日を超えて12、13日という辺りで取れていますし、夏期休暇等もほぼ全員取れている状況ですが、小中学校や行政事務職員については、10日を少し切る状況で、この辺りについては休暇の促進を進める必要があると思います。育児休業の取得状況は、女性の場合は100%ということで、ほぼ必要とされる皆さんに取っていただいておりますが、男性の育児休業ということでは、教育職員の方にはなかなか少ないです。行政職員では対象者が多くはないのですが、該当がある者については少し取得の流れが最近できていると感じています。育児休業の取得期間というのは概ね600日ということで約1年半、産休とも合わせて2年弱ぐらい取得される方が、女性は多いというところですが、男性の場合は半年から1年ぐらい。年度ごとの区分もあると思いますが、そういう区分で取られているというのが現状です。男性の配偶者出産休暇とか、育児参加休暇というのは有給で取れるのですが、全体では8割ぐらいあり、行政職員については若干少ないようですので、これについて制度の周知等が必要かなという現状です。

それらを踏まえた目標として、まず、採用する教職員の女性の占める割合については、今、特に男女の差がない状況になっていますので、ある意味現状の追認という形で、女性の採用が特別に減

ることがないようにしていくのが目標かと思っています。管理的地位の職員については、現状より増やしていくことを現段階としての目標として定めているものです。時間外勤務時間については、行政職員として今より増やさないということを考えております。年次有給休暇等はまだ行政職員等で短い部分がありますので、もう少し日数として休暇数が増えるようにしたいと思ひますし、男性教職員の育児休業取得についても現在4%ぐらいというのを15%ぐらいまでにしたいと思ひます。配偶者出産休暇・育児参加休暇については、有給で取れる部分ですし、期間等も長くなく、家庭としても大変な時期になりますので、これはきちんと取れるように制度の周知を図っていかなければならないと思ひております。

具体的な目標の取組みとして、女性教職員の活躍では、鳥取県としての制度や職場環境についてというのは、引き続きPRしていくことが必要かと思ひ、そういう取組みを引続きしていきたいと思ひます。管理的地位の女性教職員の割合向上については、出産や子育てに専念できるように男性もある意味、ライフステージにおいてそれぞれの研修や、人材育成が大切ではないかと思ひております。また、管理職への目標を持っていただくということのメッセージや研修等という場も提供していく必要があるかなと思ひます。女性職員が活躍していただくためには、男性職員の家庭への参加、意識の改革等も必要ということで、育児休業の取得や、出産休暇の取得を呼びかけていくことを行っていく必要があると思ひております。最後のページですが、やはり時間外の勤務縮減というのは特に行政職員はもちろん教職員の方も長時間勤務というのは大きな問題ですので、昨年からは学校でも行ってありますが、縮減の取組みを進めていかなければいけないと思ひておりますし、また、休暇等の取得の向上、高齢者部分休業や、子育て部分休業の導入、フレックスタイム、時差出勤など多様な勤務時間というのも必要に応じて、導入しようと思ひております。いわゆるイクボスということで管理職からまず職場全体の取組みをチェックしたり、支援していくことも考えております。ということで5年間の計画としております。以上です。

○松本委員

県教育委員会事務局と教職員と、市町村立学校等に勤務する県費負担教職員とが対象ですか？

○林教育総務課長

小中学校の教職員の皆さんも今回は対象です。普通の制度の場合、服務監督権が市町村教育委員会にあるので計画は別々に策定することが多く、特に次世代育成の子育てプランはそうですけども、今回に関しては特に女性活躍という中で任用の部分がありますので県教育委員会がそれも含めて作らないといけないということで。

○松本委員

常勤と非常勤の方がいると思ひますが、非常勤職員は入れているんですか？

○林教育総務課長

現状分析の中としては、非常勤職員にはばらつきがあるので、今の段階では入れていません。これは常勤職員の数字です。

○松本委員

常勤職員は公務員だから、権利等も平等なのですが、非常勤職員の方の男女比などが一番問題が大きいんじゃないかなと思います。

○林教育総務課長

制度を見直す際には当然、非常勤職員の方も考えていかないといけないんですが、法でいう制度の対象が、いわゆる1年未満の非常勤職員というのは当然検討していかないといけないけれども、分析等を行っていく上においては、制度の対象外となっているので、そこまでは集約公表まではしなくてもいいということになっています。

○松本委員

1年未満の非常勤職員というのはどういう分け方ですか？

○林教育総務課長

非常勤講師さんとかは1年間の発令をしませんので。

○松本委員

更新するんでしょう？

○林教育総務課長

更新しても、一旦切れることで、その方々は制度上の把握の対象外です。種類もたくさんパターンがあるということもありますので。

また、育児休業等も法的に対象にならないですし、管理職の登用ということも非常勤職員では基本的にはできない。勤務条件的に整備できる部分はあると思うのですが。あくまで女性の活躍ということをどう捉えるかという中、勤務時間もそれぞれで各自の状況にあった働き方をされていることもあり、現状分析の項目で該当しにくいものもあり、対象外となっております。

○中島委員長

この調査には常勤の講師は入っていますか？

○林教育総務課長

採用とか勤続年数の項目では集計対象外ですが、休暇の取得状況とかの部分では常勤講師は通年に渡って雇っておられるは対象にした上で算出しています。他、採用のように正職員の採用数を挙げているところは、管理職割合の項目では入っておりません。

○中島委員長

ざっくりいって、常勤講師って何人ぐらい居るんですか？

○小林小中学校課長

いわゆる定数内講師は、小中学校とも学校数分ぐらいですね。それにあとは代員として育休の代員とか、病休の代員とかして、常勤として入っています。全体で300人ぐらいです。

○中島委員長

母数に比べれば、そんなに大きい数ではないということですね。議決の内容は取組内容についての議決で、その中で実情の報告をしているということですね。

○林教育総務課長

現状報告も込みです。

○松本委員

この取組内容は、どこが協議して決めたんですか？

○林教育総務課長

ある程度の方向性がある中で、知事部局で決められたものと、学校担当課と協議して、各校種ごとの人事担当課の意見等を踏まえてとりまとめたものです。

○松本委員

ここに、女性の意見は入っているんですか？

○田中次長

知事部局が基本的な項目等を作る際には女性の意見も聞いて作っているようですので、共通的な部分においては入っています。ただ、学校現場となるとちょっと。

○中島委員長

育児休業で取れるのは、子どもが何歳まで取れるんですか？

○林教育総務課長

公務員の場合は3歳になる前日まで。年度とかではなくて日単位で取れます。

○中島委員長

例えば、この15%というのは、3歳未満の子どもが居る人、いない人を含めて15%ですか？育児をしている人の中の15%ですか？

つまり、なにを母数としているか。育児対象の子どもが居る職員を対象にしているということだと15%というのは随分低いでしょう。もうちょっと休暇を取らないと。

○佐伯委員

でも、それは男性のでしょう。申請してくれば「どうぞ」と言えるけれど、なかなか申請してくれない。授業計画は自分で作りますが、それを元に別の代替りの職員が授業を進めていくということがなかなか難しい。

○松本委員

3年の間に二人目の子どもが生まれたら、2番目の子どもが3歳になるまで取れますね。

○田中次長

3人くらい生まれると、10年ぐらい現場に居ないことがあります。

○林教育総務課長

数値の元になる母数は、その年度にお子さんが新たに産まれて育児休業を取得できる対象になった人の中からどのくらいの人数の職員が育児休業を取得したのか、ということを目指して、国の統計調査の考え方を基本としています。その数字の数値を上げようと目標にしたものです。国の目標値は、13%という数値を出していますので、鳥取県はもう少し上の目標値を設定したところで、実際は、4%台と低いのですが、知事部局も同じ目標値を立てています。

○中島委員長

1日でも取ったら数値は上がるんですか。

○林教育総務課長

理論上は上がります。ただ、現実的には、数日であれば出産休暇や育児参加休暇という制度がありますので1日の取得ということではなくて、数週間単位だと思います。今育児休業を取得する方は月単位とか、半年とかというパターンが多いです。

○中島委員長

子どもを予防接種に連れていかなければいけないとかで取るのは、育児休業ではない。

○林教育総務課長

はい、それは別の有給休暇がありますので。

○田中次長

育児休業は休業ですので、休暇とは異なり給料の支給が止まります。

○林教育総務課長

その間は共済組合から育児休業給付金という形で、本人に対して60%以上のお金は出ています。給与としては、民間も公務員も出ない制度ですが、給付金の手取りとしては、8割程度の支給になります。

○佐伯委員

1ヶ月以上になると代員が出るんですか？

○小林小中学校課長

1ヶ月以上になると「代員を付けますよ」ということです。

○田中次長

代員のことも考えると、休む人は半年とか1年という単位になります。

○中島委員長

では、よろしいでしょうか？では、原案のとおり15号は、決定といたします。では、議案第16号をお願いします。

#### 議案第16号 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正について

○大場博物館長

議案第16号、鳥取県立博物館の管理運営規則の一部改正です。先程のアクションプランでもありましたが、山陰海岸学習館はこれまで博物館の中の一つの施設となっていましたけれども、これを知事部局に移管することに伴い、改正するものです。現在、博物館設置条例も議会で審議中ですが、それが可決しましたら、対応して山陰学習館に関する規定を削除する改正を行うものです。第2条の山陰海岸学習館に関する規定を削除すると同時に、所要の字句修正を行うものです。最後に書いていますように、条例の可決が前提条件で規則改正するもので、4月1日から発効されるものです。具体的には第2条2項の4号、5号がなくなって、6号が4号に繰り上げになるものです。

○中島委員長

これはいいですか？では決定といたします。では、議案17号をお願いします。

#### 議案第17号 文化財の県指定について

○木本文化財課長

議案第17号、文化財の県指定について、県文化財保護審議会に諮問していた六つの件について、2月19日に審議会から答申があり、この答申を踏まえて県指定等を行おうとするものです。

まず、一つ目ですが、保護文化財「光徳寺文書」琴浦町の光徳寺に伝来する中世文書10点です。光徳寺は出雲尼子氏との結びつきが深い寺と言われており、10点の文書のうち6点が尼子氏に関するものとなっています。写真に載せている尼子勝久安堵状は希少な雁皮を用いた大判の紙を用いていますし、書き手も優れて美しい字ということです。勝久の文書は他のお寺にも幾つか残されていますが、文書形態に相当のこだわりを持って発出したと推測される古文書です。光徳寺文書は、県内の1ヶ所に伝来した中世文書としては10点と点数も多く、当地域に影響を与えた出雲尼子氏関係の資料としても貴重で、本県の歴史上において重要なものとなっています。

続いて保護文化財「五百羅漢図」です。倉吉の絵師・吉田保水が描いた五百羅漢図で、倉吉の定光寺が所蔵している百幅対の絵画です。五百羅漢は釈迦の教えを守る五百人の高僧ということですが、この絵図では写真に載せているとおり、一幅辺り3人から7人という羅漢が描かれており、百幅全部数えると497名ということで500人には満たないですが、百幅すべてが残っているということで、最初から497名で描かれているということです。百幅すべてが残っている五百羅漢図は貴重なものであり、本資料は現時点で確認できる日本で最も古い百幅対の五百羅漢図となります。

また、伯耆国一帯の118名が寄付をしたという資料も残っており、町人層における文化活動振興等を知る貴重な資料ということで、本県の歴史上重要です。

続いて、保護文化財「不入岡遺跡古墳時代竪穴住居出土遺物一括」倉吉博物館が所蔵している考古資料41点です。不入岡遺跡では、古墳時代中期の竪穴住居から渡来系の竈の跡など渡来系の遺物が出土しています。この案件は、5月教育委員会で委員の皆様に見ていただいた遺物です。左下の写真に三つの土器が写っていますが、渡来系の土器です。その上の出土土器集合という写真にも下の写真と同じ三つの土器が写っていますし、その周りにその他のものがありますが、こちらのその他のものが日本の土器ということで、器の形が違うというのが見ていただけたと思います。渡来系の遺物は、この時期の土器としては県内唯一のものということです。出土した渡来系の土器は当時の日本列島には無い形をしている一方で、表面をハケで撫でつけるなど、日本の先端的技法を用いている点ですとか、土器の土を分析してみたところ、この不入岡の土ではないということが分かっており、渡来人が直接この地に土器を持って渡ってきたということではなくて、他の地域を経由して不入岡の地にやってきたと考えられます。渡来人の国内での移動を推測する上で特徴的な遺物といえるもので、本県の古墳時代の地域社会を語る上で歴史的学術的に貴重な資料です。

続いて、名勝「西方寺庭園」について所在地は若桜町です。西方寺は若桜駅から南東側200メートル辺りにある寺通りに位置したお寺で、藩政時代には藩主池田家の帰依を受けて藩主に拝謁できるなどの寺格を与えられた寺となります。明治時代には二度にわたって若桜宿の大火で類焼しましたが、寺に残っている絵図などから今の庭園は概ね消失前の姿を踏襲していると考えられており、作庭時期は明治初期以前と考えられています。庭のつくりは、庭の中心に池を配し、池の中には中島が作られ、また池の形状も岬や入り江など変化をつけた形状をしています。また、池の周辺には様々な種類の植物や、石灯笼などの石像物を配置しています。この園内の石は地元の石を使い、場所に応じて石の種類や形状、色彩を巧みに配しています。また、寺の建物の中から鑑賞しますと借景として、背後に雄大な山並みを覗くことができるということで、庭の特徴の一つということですし、また、園内を歩いても楽しめる庭でもあります。由緒あるお寺でもあり、庭園の構成と意匠が巧みで優れた芸術的歴史的価値を有しているものです。

続いて5頁以降は、無形文化財の指定および保持者の認定です。無形文化財については、工芸技術の業の指定と合わせて保持者または保持団体を認定するという仕組みになっており、今回「革工芸」を県の無形文化財に指定し、その保持者として米子市の本池秀夫氏を認定するものです。無形文化財の指定基準としては工芸技術のうち芸術上特に価値が高い、工芸資料特に重要な位置を占めるものというのを指定して、保持者の認定基準としては、工芸技術を高度に体得しているもの、工芸技術を正しく体得し、且つこれに精通している者という項目が該当となります。革工芸には様々な技法がありますが、古墳時代の甲冑など日本における革工芸は少なくとも1500年以上の歴史を持つものです。正倉院や法隆寺などにも革の箱などが宝物としてあります。本池氏は当初革のバッグや靴などの製作をしておられましたが、イタリアで磁器人形に出会い、革による人形製作を志すようになりました。本池氏の製作方法ですが、なめした革を木型などになじませて成形していく技法は古墳時代から続く漆皮という技法の系譜に位置づけられるものです。また、この高い技術を用いて表現される作品は芸術上も価値が高く、本池氏は鳥取県を代表する革工芸作家であると言えるものです。

六つ目は、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財として、竹内町の「オコニャ」を選択するものです。行事の名称は「オコニャ」となっていますが、これは竹内町での呼び方で、一般的に

は「オコナイ行事」と申します。諮問段階では「オコナイ」という説明で御審議いただきましたが、地元から地元で呼んでいる名称で選択を受けたいと希望されたことから、今回名称を「オコニャ」としています。オコナイ行事は西日本各地で分布する仏教儀式の影響を受けた民間行事で、お正月に地域と家々の安全などを祈る行事です。鳥取県では境港市の数箇所で行われていましたが、現在は竹内町のみで行われています。竹内町では行事の中心となる15軒が毎年輪番で大餅をつくって町内のお寺に奉納します。墨で字を書いた大きなお餅が特徴的な行事です。竹内町の「オコニャ」はオコナイ行事の全国での分布などを考える上で重要で、また、同族組織が行事の担い手となって現代まで続けているという珍しい例でもあります。近年、行事の伝承に課題が見られるようになってきており、早急に記録作成等を行うべきものです。以上6件の県指定等を行うことについて、ご審議をお願いします。

○松本委員

庭が名勝に指定されると、維持費の補助が出ますか？

○木本文化財課長

維持的なものも、植栽管理にも助成が出ますし、当然整備をされるときにも補助金があります。

○中島委員長

「あまご」とおっしゃっていましたが、「あまご」が正しいんですか？

○木本文化財課長

諸説あるように聞いておりますが、「あまご」と使っております。

○中島委員長

では、よろしいでしょうか？では、決定いたします。最後、18号をお願いします。

議案第18号 今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針〔平成31年度～平成37年度〕について

○御船参事監兼高等学校課長

議案第18号、今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針についてです。平成31年度から37年度までの本県県立高校の基本的方向性の考え方ですが、作成に当たっては、昨年1月以降継続して御議論いただいております。去る1、2月にパブリックコメントを実施して、そのパブリックコメントの対応方針については、2月定例教育委員会にて各委員へ御報告しております。その後、2月県議会で議員から質問がありましたし、先程3月17日に行われた総務教育常任委員会においても様々なご意見をいただきました。それらを検討して、大きく4点を修正しましたので説明させていただきます。

まず第1点目は、2月議会でも常任委員会でも「地域と連携」とか「学校が主体となつての特色づくり」とあるが、学校任せにせず県教委がもっと主体性を持って熱を持って全体を俯瞰しながら特色化などを進めるべき、との意見がありました。その意見に対する修正につきましては、現在で

も地域と学校の連携では、高等学校課も一緒になって意見交換を行っているところでして、県教委も一緒に学校の特色化に取り組んでいるのですが、基本方針ではそういったことが十分に表現できていませんでしたので、「はじめに」の下から二段目に、「また、施策の具体化・明確化とその実現に向けては、今後も減少が予想される中学校卒業生数の状況や、入学者が募集定員に満たない学校があるという現状を県教育委員会として強く認識し、学校や地域等との緊密な連携の下、今後の本県高等学校教育を俯瞰しつつ、魅力と活力のある学校づくりに全力で取り組んでいく。」と加え、教育委員会は全体を見通しながらデザインしていく、というようなことも入れております。更に13頁「地域との連携等による学校の特色や魅力づくり」ですが、この方向性について、最初の項目を「県教育委員会と学校・地域が緊密に連携を図り」という書き出しにしています。以前は「学校・地域が」と書いていましたけれども「県教育委員会と学校・地域が」というように書き換え「今後の本県高等学校教育全体を俯瞰して、目標を共有しながら各学校の一層の活性化を図るとともに、県外からも目標を持った生徒を受け入れる取組を積極的に推進する」という修正をしました。このようにして県教育委員会も一緒になって学校や地域と取組んでいく姿勢を明確にしたことです。

2点目は15頁目、「各地区の専門学科（小学科）の多くが1学科1学級の規模となっており、同一の小学科が複数学級設置されている学校は少ない。このような専門学科において学級減を行うことは、地域からその小学科が無くなることに十分注意する必要がある」ということで背景を示しておりました。ここについて、この2月議会で、小学科について少なくとも平成37年度までは各地区、現状の1学科1学級を堅持するといった方向性を出すべきだというご意見がありました。もちろん、このような形で各地区1学科1学級維持できれば一番いいのですが、時代のニーズや環境変化によっては、入学者が減少する小学科の恐れもありましたので、これまでは背景ということで留めていたんですけれども、この考え方を取組の方向性にも記述するということにしたものです。

「取組の方向性」の二つ目の項目の前段に、「県内あるいは各地区で1学級規模となっている小学科の在り方に十分留意するとともに」という形で入れています。その後は「学科の改編や複数学科をくくったコース制の導入などについても検討していく」とつながるようにしています。

3点目は20頁で、ここは小規模校の在り方として、小規模校の基準ということですが。2月議会の中で何年度からこの基準を使っていくのか明確でなかったこともあり「前倒しをして今から適用されるのか」という議論もありました。ここは平成31年度からの入学者を元に、この基準を適用していくということを明確にしたところです。

第4点目23頁ですが、これは先日の常任委員会でもありましたが、「取組の方向性」の1番に項目を加えたということです。学校長は企業でいえば社長だと、マネジメント能力を高めることが必要だという御指摘がありました。現在も校長を研修に派遣するなどマネジメント力をつける取組みをしていますが、確かに、今後の特色ある学校づくりに向けての重要な要素でもありますので、これを追記しました。

以上が4点の修正ですが、いずれにしても、若干の修正ということで内容自体に大きな変更はありません。今後はこの基本方針を元に、やっていきたいと思っております。以上です。

○中島委員長

「誰が新しい高校のあり方を決めるんですか？」そう聞かれた場合、なんと答えるんでしょうか。

○御船参事監兼高等学校課長

本当は、県教委が決めるべきだろうと思いますが、この中で各学校のあり方を各地域とともに考えていくという要素があるので、勿論、学校と地域と一緒に考えていく、やはり全体のデザインやビジョンは県教委が決めなければならない、ということを明確にしたということです。

○中島委員長

県教委が設置者ですからねえ。

○松本委員

人任せにしているわけではないですけども、もっと指導力を持って引っ張って行ってということですよ。

○中島委員長

学校というときに、結構、簡単なようで実は幅があるなど。同窓生、現在の生徒、教員、保護者など、何をもって学校というのでしょうか。

○御船参事監兼高等学校課長

設置者と、基本的にその学校に関する管理職と、教職員一同が、組織の中では一義的には学校にあたるのでしょうかけれども、それに子どもたち、保護者、同窓会といったものも、広く捉えると学校という形になる。学校の教職員、教育活動の及ぼされる対象として考えるとまた別になりますが。

○中島委員長

じゃあ、基本的には管理職と教員を学校ということですね。

○御船参事監兼高等学校課長

それに学ぶ者を加えて一義的に「学校」と捉えます。

○中島委員長

では、今居る人たちを学校とするということですね。

○御船参事監兼高等学校課長

勿論、保護者も、外で学校を支える方として入っております。

○若原委員

今、委員長が言われたのは、いわゆるステイクホルダーというものに幅があるということですね。たぶん、ここで学校とっているのは、学校長以下教職員のことではないかと。地域は、保護者や企業などニーズを代表するものであり、生徒は外れるのではないのでしょうか。

○中島委員長

合意形成を図るのにどこまで広げればよいのか、という問題があると思うんです。県教委のリーダーシップを強くということであっても。

○山本教育長

今のイメージでいうと、もちろん今の学校も考えていかなければならないですけども、例えば「青谷高校を、演劇を学ぶ学校として作り替えましょう」と言った時に、今の学校だけで考えても無理でしょうし、地域と考えると難しいでしょう。その辺りに関して全体をにらんだとき、そういう学校があってもいいじゃないかと考えるのか、どうだろうかといったことについては、県教委がしっかりと全体を見ながら、イニシアティブを取っていかなければいけないということだと思います。だから「学校」も、いろいろものによって膨らませたり狭めたりということが、場合によって違ってくるんじゃないかと思います。

○中島委員長

具体的な意思決定のプロセスを考えたときに、どう進めていくのがいいのだろうかと思います。勿論ケースバイケースだと思うんですけども。校長も含めて県教委の考えをまずは決めて「こういう方向性、どうだろうか？」という提案をしていくのか、校長を含めてまずは地域で話し合っただけで進めていくのか、というところももどうなのでしょう。

○山本教育長

どちらにしても、議論をオープンにして進めていく必要があると思います。ある程度の案が固まったら、それを地域の皆さんに話をするとか、場合によっては同窓会に話をするのはあってもいいと思います。そこが決定するとかいうことではなくて、意見交換をしていきながら最後はこの教育委員会で決めるけれども、議会で議論をするというプロセスが要ると思います。最終的に、その議会での議論が、学校も地域もすべて含んだ県民の意見だということに集約すると思います。

○中島委員長

漠然とした課題意識はあるんですけど、なかなか高校改革って進まないな、というので、どうしていけばいいんだろうなと思っているんですね。

○松本委員

県立博物館や美術館の議論の中で専門の部会を作ってやってるじゃないですか。大きな感じとしては、あれと似た学校ごとのプロジェクトチームのようなところがないと難しいのかなと思うんですけど。審議会みたいな形で考えてみましょうといっても、難しいと思います。

○中島委員長

保護者を入れると、今の学校教育の話になって細かいことになってしまいますし。学校評価は3年に1回されていますし。

○御船参事監兼高等学校課長

学校評価に関しては、学校の立てた目標に対して評価を行っていきますので、学校のあり方などについては、議論が及ばないところがあります。

○中島委員長

国立大学の改革と同じような部分もあるような気がします、どうなのでしょう。

○若原委員

国立大学の場合は、大学法人として一応独立しているわけです。それに対して文科省が交付金か何かでコントロールするわけです。高校は独立しているわけじゃないですね。

○中島委員長

確かに組織的なあり方としてはそうなのですが、日本に数多ある国立大学が、それぞれどういう個性を持とうとするかということに関して、文科省としても、なかなかそれぞれの大学が個性を出してくれないので、そこを補助金も含めた色々な形でどうやったら活性化するだろうかということを試行錯誤して、少しずつ形も出てきているということじゃないかと思うんですね。そういう一歩一歩の個性化とか活性化ということを、どう進めていったらいいかということについては、少し似たところがあるのかなと、最近思っています。

○山本教育長

具体的にどう進めていったらいいのか、内部検討の組織も含めて、少し進め方を決めさせてもらって考えたいと思います。現在のやり方は、山間地の学校に限って言えば、それぞれ地域と学校とが入って意見交換する場があって、そこに必ず高等学校課の職員も行って議論をしています。この中で、とがったアイデアも出しながら、議論していくということをしなないと行けないと思います。それを定期的に意見交換するということを決めて、そこに向けて色々な作業をしていくという形で考えて行ければと思います。

○若原委員

そこに主語がないんですね。県教委が、とかいうような。

○中島委員長

そうなんです。そこまで明記したほうがいいのではないかと思います。第2章の部分で、すかね。新しいあり方というときに、例えば「こういう考え方で進めていきます」ということを書いてもいいのではないかと思います。「県教委が指導して、学校と地域との間で調整したら進めていく」というふうに書くとか。なんとなく今の言い方だと、考えてくださいね、と学校に委ねている感じが少しあるように感じます。

○若原委員

学校と地域に任せていて、様子を見ている感じですかね。

○御船参事監兼高等学校課長

いろいろな学校がありまして、例えば、鳥取西高と鳥取東高では、学校が「文武両道」とかの特色を考えていて、学校の特色を出していますけれども、今回出てきている「地域との連携」で対象になっていると言われている学校では「この学校自体をどうするのか、どういったカラーを出していくのか」という問題にまさに直面している中であり、地域に必要とされている中で、地域と連携して一緒になって特色づくりに取り組んでいるという点が異なります。それぞれの学校で自然にできているミッションが暗黙の前提にされている中で、ここに出てきている数校だけがその部分について直面しているのですが、基本的には他の学校もどのようなミッションなのか改めていかないと「全体のあり方検討」にはならないのかもしれませんが。そういう意味では「教育委員会が」というところまで書くかどうかという問題もありますが。

○山本教育長

ですので「地域と」という点も大切になってくる。

○中島委員長

「ここ1、2年ぐらいであり方を模索する」でもいいのかもしれませんが。ここはちょっと、これぐらいの記載もありと。

○田中次長

あとは、これは教育委員会として策定するもので、取組みの方向性とかにある項目一つ一つには、「教育委員会が」あるいは「教育委員会としては」というのは当然に入っているというものだと思います。

○坂本委員

こう言われてくると、校長が独自性を発揮しにくくなるような気がします。

○中島委員長

学校というものは、校長が自分でミッションを作るんじゃなくて、大きいミッションが与えられた上で、そこへの具体的なアクセスの仕方を、抽象的なものから含めて、校長に委ねていくというやり方でないと、校長も困ってしまいますよね。

○松本委員

勉強だったら、校長でもいいのですが、勉強以外の「どういう高校にしたいか」となると、教育委員会から任命された校長だけでは荷が重過ぎてできないと。ここは教育委員会のほうが指導していくということですかね。特に中山間地なんかでは、行政側の力も借りるなどしないと。

○坂本委員

行政の力を借りるとなると、ますますカラーを出すのが難しいかもしれません。

○中島委員長

そこは、教育委員会としても今まで学校に少し任せる、という考え方で来た部分があると思うのですが、もちろん完全に任せて、ということではないけれども、今までよりは少し方針転換をして、県教育委員会が主導的にやっていくというようにしないと動いていけないということですね。

○若原委員

責任がどこにあるのかというのが曖昧になるので、やはり教育委員会や学校ということになると思うんですね。

○中島委員長

明確化した流れでいこうということに。

○御船参事監兼高等学校課長

中山間地域の学校の取組みに関しては、審議を始めたころは「そもそも定員に満たない学校があってもいいのか」という考えからスタートしていましたが、最近になって「地域創生」という考え方が出てきましたので、その考え方を見直す、ということがあります。島根県も「いろいろ任せてみるけれども、駄目だったら廃校にしますよ」という流れが当初はあったのですが、今はその前提となる考え方の流れが少し変わってきた部分もあって、「教育委員会と考えていく」というところの新しい流れになっているのかなと。

○中島委員長

今の話を受けて対象になる学校も、必ずしも中山間地の高校だけではなくて、市内のミッションが明確であるような学校も含めて、ミッションの再点検、ブラッシュアップをしてみるということですね。それを県教委が主導しつつ、各学校に積極的に投げかけて一緒にミッションを作っていくと。

○山本教育長

学校長にそれぞれ来ていただいて話をする中で、これまでは取組みの中身の議論が多かったのですが、もう少し根源的なところで学校長としてどう考えているのか、どうやろうとしているのかということを知るのがいいんじゃないかと思います。

○中島委員長

例えば、国立大学では三つに整理していましたね。世界的に発信できて、全国を主導する、地域の拠点、というふうに。それと同じように県教委のほうで、高校を大まかなカテゴリー化をしてみようということもあっていいかもしれないですね。実際はそうなっていると思うのですが、そこを明確にする中でこうしましょう、と打ち出せばいいですね。

○若原委員

大学は私学も含めて7つのタイプに分類して、7つのうち1つでなくてもいいですけど、それぞれの大学はどれを目指すのか、ということの中教審が示したのですが、むしろ高校の方がそういうのは進んでいるといえます。高校では昔からこの地域でこの高校はどういうミッション・役割を持

っているかというものについて、ほぼ伝統的にできあがったものがありますよね。大学の場合は、どの大学も東大みたいな大学を目指しているように見えるがそれは無理じゃないかと。むしろ高校の方から大学が学んでいるように思います。

○松本委員

専門学科高校の1学科1学級の規模というのは、ちょっとイメージが湧かないのですが。

○御船参事監兼高等学校課長

以前は、工業学科の機械、電子電気、建築などの小学科が、1学年に2クラスずつあったんですが、今は1クラスずつになってしまい、更にこれから小さくしようと思えば、例えば1クラス38人を二つのコースに分けて、機械と建築とか、そういうことを考えないと学科そのものが地域に無くなるということを配慮しないといけないという主旨です。

○松本委員

この地域からという大きさは、なんですか？

○御船参事監兼高等学校課長

東・中・西部地区で考えたときに、工業学科の機械科が一つしかないということ。

○中島委員長

地域の人材供給の窓口と考えたらいいんですね。

○松本委員

小学科というのは、ちゃんとした言葉なんですか？

○御船参事監兼高等学校課長

これはちゃんとした言葉で、大学科、小学科ということで。いわゆる工業学科の機械科というように。

○山本教育長

ここは元々あった記述だったのですが、議論の中で「背景にはそう書いてあるけれども、今後の取組みの方向性はどうか。1学科1学級は大事だといいいながら、無くしていこうという方向なんじゃないか」と読まれてしまったわけです。

○御船高等学校課長

留意する、ということをもうちょっと前面に出せ、ということですね。

○中島委員長

では、第18号よろしいでしょうか？では決定といたします。続いて報告事項をお願いします。

## 報告事項オ 平成27年度第5回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

### ○足立特別支援教育課長

本年度第5回目の特別支援学校における医療的ケア運営協議会を開催しましたので報告します。2月に第4回目を開催して運営要項等の改定を行った後、鳥取養護学校における簿冊の誤廃棄、保護者との連絡帳の簿冊廃棄といったようなことが起こり、マスコミ等の報道も受けました。それらを踏まえて、こうした医療的ケアに係る諸帳簿の保存期間について少し有識者の方々にも意見を伺おうと開催したものです。3月15日に開催し、主な協議概要を挙げていますが、医療的ケアに係る諸帳簿の取扱いについて、医療的ケアの実施要項の中に出てくる様式中の保存状況についての案をお伺いしたところです。様々な書式がありますが、各学校によって5年保存だったり、作成した年度から5年保存だったり、卒業後5年保存としているものから、様々なものがありました。卒業後5年保存だと、一人一人の情報量が多くて、保管スペースにも問題が出てくるんじゃないかという意見や、それぞれ個々の資料の中でも、手順書は指示書の内容を実施する目的であり、指示書は先程5年という案を出したので、手順書についてはそこまで保存をする必要はないんじゃないかというようなご意見等もいただいたところです。方向性としては、ここに掲げている案のとおり、今後、手順書等については、医療的ケアの実施が必要なくなった年度に処分するというところ、また、保護者との連絡帳については、当該年度の最終日に保護者にお渡しするという形がいいのではないかというご意見もいただいたところです。今後この諸帳簿の取扱については、各特別支援学校に通知し、保存期間については文書管理規定に盛り込んで、適正に管理することにしたいと考えています。また、今後のこうした帳簿の電子化、簿冊の電子化保存ということについては引き続き検討していきたいと思っています。

二つ目、医療的ケアの啓発リーフレットです。医療的ケアの実施要項、いわゆる実施等に係る申請等についてのリーフレットとしては既に作成していますが、どのようにして教育における医療的ケアを実施していくのかといった県民あるいは保護者向け啓発リーフレットはありませんので作成したいと考えています。この中で取組むべき内容等について意見をお伺いしました。意見としては、まず鳥取県の目指している教育における医療的ケアの在り方を明確にすることが必要じゃないかということ、更には、子どもたちの将来を見据えて鳥取県の取組んできたこともきちんと盛り込むべきということ、更には、医療的現場だけでなく、学校で行われている医療的ケアであるということ、いわゆる医療現場ではない学校ということもきちんと理解されるように伝えていく必要があるというご意見をいただきました。こうしたご意見を踏まえ、今後鳥取県における学校での医療的ケアの考え方を示したリーフレットを作成し、来年度、開催する運営協議会の中で、また議論いただきたいと思っています。

## 報告事項カ 平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について

### ○小林小中学校課長

報告事項カ、平成28年度全国学力・学習状況調査の実施についてです。調査の目的に4点ありますが、私どもの調査についての課題としては、学校や市町村教育委員会がこの目的をしっかりと主

体者としての意識を持って理解していただくということになかなか課題があるところで、やらられ感とか行事としてしなければいけないと、受け身になってしまっているところがあります。

2番目、調査についてですが、これは平成28年度の調査内容について書いています。本体調査、それから経年変化分析調査というのも予定されております。来年度の新たな部分として、3番、県独自の抽出分析調査ということがあります。先ほど申しました学校あるいは市町村教育委員会の主体者意識をもっと高めていきたいという思いもある中で、各校から1割程度の生徒を抽出し、その調査結果の分析を県教育委員会が行って、6月にはその結果を速報値として公表したいと思っています。こういったことを通して、各学校での早期の授業改善等の動きを促して参りたいと思っていますところでは。

資料の5頁に、この調査結果をどう活かしていくかということに記載していますが、結局、改善サイクルというものを考えたときに、実態がどうなのかということをしつかりとまず把握し、それを元に検証して改善の動きをするといった、このサイクルを小中学校において当たり前にやらないと授業改善が進まないということを、県内各小中学校において広めていきたいと思っています。

#### 報告事項キ 鳥取県いじめ問題対策連絡協議会（第3回）の概要について

##### ○音田いじめ・不登校防止対策センター長

いじめ防止対策推進法の主旨に鑑み、平成26年度から早期発見及びいじめの対処に関係する機関・団体の連携を図るために、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、本年度第3回目の協議会を開催しました。3回目の内容については、2回目の協議会の後に、全国の基準の見直し後のいじめ認知件数のデータが出たこともあり、最初に児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査結果についての説明を行い、意見をいただきました。その後、本年度の特色として3回のうちの2回目は連絡協議会のメンバーを三つのグループに分けて、それぞれより突っ込んだ具体的な手立て等を考えるグループ協議にしようという案が出まして、第1部会が「ソーシャルネットサービスの対策」、第2部会が「児童生徒の自治力の育成」、第3部会は「子どもたちのサインを見逃さない」というそれぞれのテーマについて協議を行いました。それについての報告をされたあと意見交換されたものが、主な意見として出ています。具体的な中身としましては、例えば、ソーシャルネットワークサービスのことについては、PTA協議会の「メディア21」というキャンペーンで「9時以降メディアを一旦休もう」というようなことをPTAから呼びかける動きが始まりました。社会教育課と連携してチラシの全校配布を行うとか、メディアについての講習や、人権教育課が作成した人権プログラムの周知等を行うというような対策に広がりを見せているところです。また、中学校長会とか弁護士会の意見もありますが、生徒の自治力を伸ばす、あるいは実際に各市町村単位等で、そういった取組みも多く行われている状況なので、更にそれを広げていってはどうかという意見もいただきました。また、一人一人のサインを見逃さないために、というテーマでは、高等学校長協会から、個別のデータを学校が管理していて、校内委員会等で組織的に取組んでいるというような実態が報告されながら、更にきめ細かい認知と早期対応が求められるというような協議をしたところです。

今後の対応としては、メンバーが毎年変わりますので、連携を図りながらいじめ防止の取組みを行い、来年度も第2回の協議会でテーマ別の協議、またはケース会議を実施していこうということで第3回を閉じました。

## 報告事項ク とっとり学校図書館活用教育推進ビジョンの策定について

### ○福本図書館長

報告事項クを報告いたします。手元にお渡ししているのは、現在校正中のハンドブックです。まず、ビジョンですが、今年度県立図書館内に設置した学校図書館支援センターの取組みの一つとしてこの1年間取り組んできたところですが、主な経緯に書いてあるとおり、4回のあり方検討委員会と、その間の学校での実態調査あるいはパブリックコメントを経ていただいたご意見とか、あるいはこの委員会でいただいた意見、それから関係課や学校現場の意見なども踏まえて調整作業をして策定しました。ビジョンそのものは別冊にしていますが、非常にページ数も多いので、この資料にはビジョンのあらましとして(1)から(7)までを記載しています。学校図書館や司書教諭、学校司書の機能や役割、狙いと方向性、また、それを実現するための取組みということで構成しています。内容は理念的なことが多くなっていますので、学校図書館の活用のためのハンドブックと合わせて学校現場にこれから送付し、様々な機会を捉えて周知したいと考えています。

ハンドブックの4、5頁辺りですが、以前、この委員会で「学校司書と司書教諭の違い」といった点についてご質問があり、確かに非常に分かりにくいところがありました。そこで、それぞれの役割を整理して、実際にどう分担したらいいのかと5頁の表で整理しました。今、国で学校図書館の在り方について調査検討がされておりますけれども、その調査研究の機関の主査を務めておられます青山学院女子短期大学の堀川先生という方に、今回あり方検討委員会のアドバイザーになっていただき、そのアドバイスも受けながらまとめたのが、5頁の司書教諭と学校司書それぞれの役割、どういったことをするかという整理です。こういう学校司書と司書教諭の整理というのは、文部科学省もまだ出していないということです。他には、ハンドブックに、それぞれのビジョンの中で記載あることについて具体的にどうしたらいいのかということを、実際に現場で実践されている事例を多く集めて編集させていただきました。このハンドブックについては、実際に市販の本とか、他の県でも学校司書向けとか、司書教諭向けあるいは小中学校向け、高校向けとそれぞれの分野のハンドブック的なものはありますけれども、今回我々が作りました就学前から高校までの一貫したもので、司書教諭も学校司書も含んだものというのは、今回全国でも初めてではないかと思っております。また、その元になるビジョンそのものは、全国初めての取組ということで、先ほど言いましたアドバイザーの堀川先生からも、これから国が検討する際に、鳥取県の取組みを参考に取りあげさせていただきたいとも言われておりました、そういう意味で少し楽しみにしているところです。ハンドブックは校正中ですので、できあがりしたらこのビジョンと合わせて、市町村や学校にも送付させていただき、4月以降は会議や研修などで活用して、ビジョンの普及や学校図書館活用を意欲的に推進していきたいと考えております。

## 報告事項ケ 地域と共に創るとっとり人権教育事業の取組状況(1年目の中間とりまとめ)について

### ○岸根人権教育課長

報告事項ケ、地域と共に創るとっとり人権教育事業は、今年度が初年度で、学校・家庭・地域が連携して、いじめの防止等のための効果的な集中実践を行い、その成果を人権プログラム集として

県内に普及させることを目指して取り組む方向で、5校で実施を始めたものです。8月定例教育委員会の際に、各作成協力校の研究の指定ですとか、研究事業の認定についてご報告しましたが、肝心の中身については報告できませんでした。現在、1年間の中間とりまとめということで、概略こういうイメージのものをやっているということ報告するためにまとめたものです。

まず、作成協力校における取り組みですが、左側が学校での取り組み、右側がPTAの取り組みということで書いています。学校での取り組みは、各学年とかそれぞれ何回もしていますので、代表的と思われるものを掲げております。それから、この事業のポイントとしては、学校での人権教育の指導者が入っての研究授業、授業研究といったものは従来からあったわけですが、右側のPTAの取り組みという部分が新しい部分になります。例えて言いましたら、最初に岩美町の岩美北小学校を掲げておりますが、学校教育で「ミニホワイトボード」を使って考え方を伝えるという授業を行い、参加体験といった子どもたちの学びの集団づくり、人間関係づくりといった取り組みを進めております。学校のめざす子ども像として、岩美北小は「あたりまえ10ヶ条」というのを掲げているわけですが、そういったものを児童はいつも見ているんですが、家庭になかなかつながっていないという部分がありましたので、PTAでの研修資料として、こういったものを踏まえたワークブックを活用した研修プログラムというのを作りました。作る過程で各市町村の人権教育推進委員に入っていたとき、学校での取り組みも見てください、PTA研修で各家庭につながるようなものを考えていただいたというような流れで行っています。

それから、鳥取西中学校の例ですと、左側は道徳の授業を挙げていますが、右側に書いているのは、特にこの学校の場合は授業づくり、仲間づくりというところで非常にポイントがあるということで、親御さんに対して子どもの心に寄り添うための視点を得るようなプログラム開発をしております。

それから、倉吉市立上灘小学校、左側に学級活動のレーダーチャートの例を示していますが、これは子どもたちが自分たちで班別に目標を作ってそれを達成するということですが、こういったものを子どもたちが自分たちで話し合って作る、一方的に押しつけるのではなく友達の見聞も聞きながら一緒に作っていく、といったことをやっています。伝え合う力を育む学級づくりという観点から授業を行っているわけですが、PTAとしては、子どもたちに対して親子のいじめについての会話を事例として、それをワークショップという手法で保護者に参加していただき、4人一組で話し合っていていじめを防止するために保護者が自分たちでできることを考えていくという方法で模造紙に書いたものを挙げておりますが、保護者から児童に向けたメッセージとして各グループでまとめていただくということをしたところです。

それから、米子市立箕蚊屋小学校ですが、左側は世界人権宣言を活用した授業を挙げており、自尊感情を高めること、それから人間関係づくりに取り組むことをポイントにしていました。右側のPTAですが子どもの表情カード、顔が並んでいますけれども、不機嫌な顔から嬉しい顔まで色々並んでいます。それを素材にして「この子どもたちの表情を見てどういう状況だと思えますか？」というところから考え、保護者に研修の時に紙に書いて貼ってもらい、それを通して「どんな言葉がけをしたらいいですか」といったところで、自尊感情を育むような言葉がけ等を学んで、家庭でも実行していただくという内容です。

それから、米子市立後藤ヶ丘中学校ですが、左側の授業は様々な教科にまたがって実践されていますが、基本的にはこの学校の場合は授業改善を通しての学級づくり、人間関係改善のための授業づくりといったものを課題として取り組んでいます。具体的には協同学習ということで、少人数のグ

ループ学習等を通じて、先ほど委員長から、どこかの学校で寝ている子がいたという話もありましたけれども、やはり少人数で、グループでお互いに分かっている子が分からない子に教えるとか、あるいは自分たちで考えて話し合いをしていく中で人間関係を作っていく、そして、授業が成立する状況を作っていくことを進めています。右側の保護者ですが、そういった状況ですので、子どもたちにもかなりストレスを抱えてキレやすい子がいたり、いろんな子がおられます。そういった中でこのストレッサーを素材にして「子どものいらいらの原因は何だろうか」を小グループで、PTAにも考えていただく。そして、マインドマップというような形でそれを作って考え、家庭でも実践していただく。こういったイメージでのプログラムは、最終的には指導案的な形になりますが、そういったプログラムをそれぞれ学校とPTAで研修プログラムとして作っていくことを進めました。今後の予定に書いていますが、各学校での学びと、PTA研修会の学びを踏まえて2年目に入りますが、1年間それぞれの実績が出てきましたので、お互いにそれを見ながら、PTAで作ったものは参加型ということで、アクティブラーニングと親和性が非常に高いということもありますので、学校でもそれを使って、2年目は生徒児童向けのプログラムを検討しようかということで、かなり先生方も前向きになっていただいている様子です。逆にPTAでは、学校の取組みを1年間見てきましたので、それを踏まえたPTA研修向けのプログラムを作っていくということです。その中で参加していただいている各市町村の人権教育推進員というのは、各市町村でのいろんな小地域懇談会など社会教育の担い手でもありますので、こうやって学校の状況を見ていただき、かつPTAの研修も見ていただくことを踏まえて、更に地域へのつながりも作っていただけるのではないかと考えています。8月定例教育委員会の際、中島委員長から「作りっぱなしにしないように」というお話がありました。PTAの研修が今作成協力校5校ありますが、これに限るものでもありません。広くいざれば使っていただきたいというものですので、6月に各PTA協議会の東・中・西部地区の会議もありますので、そういったところでも紹介させていただき、ご希望のところには、ファシリテーターを派遣するというような形も考えているところです。

それから、作成協力校において作成実践されたプログラムの蓄積と今後の普及ですけれども、これが3年計画というのは、今申しあげたように学校と社会教育（PTA研修）を交流しながら進めていくということですので、3年程度でまとめて、それなりの冊子に仕上げたいこうということです。

## 報告事項コ 第1回鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会の概要について

### ○大場博物館長

報告事項コについて、2月17日に第1回の鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。今回は現地を見ていただく前の話で、まだ候補地も出ていない段階でしたので、どういう視点で評価するのか、どういう方法ですか、追加で聞いておく必要があるかという点についての打ち合わせをしていただきました。具体的には、美術館の立地条件について、これは従前からの検討委員会である程度固めていただいたものですが、視点は自由に専門委員側で考えていただければいいです、ということで説明し、4、5頁にかけての資料で、市町村に聞いておくことはありますか、というようなことを確認していただいたということです。

その結果ですが、コンセプトについてのご意見もありましたが、評価に関わる話としては、県外客をどの程度見込むのかという話があり、そもそも美術館の来館者として誰を考えるのか、県内客なのか県外客なのか、観光客なのかといった問いかけがありました。基本的には県立の公共施設で

すので、県民の利用を第1としながら今後の利用者数の目標によっては県外客の利用も相当意識して評価していく必要があるのではないかというようなことを、委員側からお話いただいたところです。また、どの条件、どの視点に重点を置くのか少し整理すべきではないかという話もありましたが、どれが重点だとか、どれが優先だとかというのは、ちょっと難しいということをお答えしたところ、「個々の条件、視点は評価が異なるので、最後は総合的に判断せざるを得ないだろう、あるいは○×△などで評価をしないと決められないだろう」というお話がありました。

3月4日に各市町村から候補地の推薦をいただき、12カ所推薦が挙がって参りました。それについては、現在順次現地調査をしていただいているところです。また、1カ所、鳥取市から推薦ではないですが、平成11年に県財政の悪化などを理由に本市桂見での美術館建設計画が凍結となりましたが、まだ中止を表明されていないため、この土地についても候補地の一つとして評価検討されるべきだというご意見がありました。確かにこの指摘はそのとおりですので、一応ここも委員に現地を見ていただいた上で、通常の推薦された候補地ということではないのですが、評価をしようということで考えており、そこも含めて見て回っていただいているところです。ただ、この経緯については、昨日の常任委員会ではその辺りについて、きちんと理解、説明できていなかったところもあったために色々議論もありましたが、一応事実ですので、これについても評価していくことにしたい、と考えているところです。

#### 報告事項ナ 美術品の購入について

##### ○大場博物館長

報告事項ナ、美術品の購入についてです。美術品については、毎年度、美術品取得基金から、何点か購入しております。今年度も平成28年2月18日に美術品の資料収集評価委員会を開催しまして、今年度買いたいと思っている絵画について審議いただいたところ、いずれも基本的には博物館で収集するにはふさわしく値段も概ね妥当という評価をいただきましたので、ここにある計7点について、これから買入れたいと考えております。

作品の内容は、島田元旦、これは谷文晁の弟ですが、江戸と鳥取を行き来しながら作画製作を行われた方のもので、「蝦夷山水図巻」は、幕府の調査隊の一員として蝦夷に赴いたときに、蝦夷地の北海道の風景を写生されたものという、なかなか珍しい貴重なものです。更に藩絵師の沖一峨の「亀図画賛」も購入したいと考えています。一峨の亀の絵に滝沢馬琴の賛が賦されたもので沖氏と滝沢馬琴と交流があったということを示す、珍しく貴重な絵画であり購入したいと思います。更に倉吉市名誉市民賞を受賞されている菅楯彦さんの浪速の風俗を描いた日本画も購入したいと思います。この方は鳥取県庁の石碑の題字を書かれた方ということです。更に鳥取県出身の前田寛治と並んでもう一つの柱と言われる辻晋堂さんの代表作3点を購入したいと考えております。大体どういう作品かということはカラーコピーを付けておりますので、ご参照ください。

##### ○中島委員長

医療的ケア運営協議会というのは、来年度も開催されるのでしょうか？

##### ○足立特別支援教育課長

来年度も引き続き開催します。

○中島委員長

こんなような形で、いろいろ困った問題であったり、そういうことについて話し合っただけで方向性を決めていくということですね。

○足立特別支援教育課長

はい。

○中島委員長

いろんなことが乗っかってくれば良かったのに、乗らなかったということですか？今まで。

○足立特別支援教育課長

はい、これまであまり議論が出なかったもので。今回の鳥取養護学校の件を含めて、医療的ケアの実施要項の見直しをはじめ、色々なところで課題になっているところを、有識者の意見を聞いて整理させていただいたというところですよ。

○中島委員長

こうしてみると、逆にどうして今まで、問題がこういうところに載ってこなかったんでしょうね。これでモードチェンジになって、細かいところまで議論されるようになるというんですけど。

○足立特別支援教育課長

これまではどちらかというと、実施要項の運営自体を各学校独自に任せてきたというところがあり、養護教諭や学校看護師など学校の枠を超えた担当者会のようなものも開かれていませんでした。今年はそういったところも情報交換する中でお互いに色々困っているところが出てきて、それを協議会の中で標準化するというのもできたと思います。

○中島委員長

では、運営協議会の役割というものが認識されたということですかね。

○足立特別支援教育課長

はい、そう考えております。

○田中次長

携わっている方々に改めて話してみると「どうしてこうことなのか」みたいなこともありまして。例えば様式の中にある看護師の勤務記録簿も実にばらばらで「これで本当に意味をなすの？」という議論もあって直した部分もありましたので、この運営協議会で意見をいただいて先に進めることができるのかと思います。そういった意味で今年はずいぶん先に進めたということですよ。

○中島委員長

では、当面は重要な会議になるということですね。次に、学力・学習状況調査については、どうでしょうか？この経年変化分析調査というのはどういう調査ですか？一部の学校でもう一度同じようなテストをするということですか。

○小林小中学校課長

そうです。先に抽出されるんですけども、同じような問題が経年でどうなっていくかというのを見るための調査です。

○中島委員長

「経年」というのは、今の中3の子が小6のときにという個人における経年ですか？

○小林小中学校課長

そうではありません。その同じ問題について年度ごとに見て、どう変化していくかというのを見ていくというものです。市町村の学校で何校か抽出して、これまでも行っていました。

○中島委員長

鳥取県でも、今まででも何校かあったんですか？

○小林小中学校課長

ありました。例年およそ小中で3、4校とか。どこの学校かということは公開しておりません。

○佐伯委員

だから、分析等で読んでみると「こういうことに力がついてきている」とか「あまり変わっていない」というのは、こういう分析調査で分かるんですか。

○小林小中学校課長

はい、公表されているデータとクロスさせて見ている部分があります。

○中島委員長

次ですが、いじめ問題対策連絡協議会といいつつ、わりと広範な議論がされていると印象ですね。

○音田いじめ・不登校防止対策センター長

年3回関係機関が集まる会ですので連携に重点をおいていますし、情報交換だけではいけないという意見が前年度出ましたので、今年度は2回目に突っ込んだグループ協議を行いました。2回目はグループごとで終わっていましたが、3回目はその統括で、それぞれお互いどういいう意見がでたかということも含めて3回目は意見交換を行って、来年度につなげていくと決めた次第です。

○中島委員長

中学校の校長会の方がおっしゃったように、生徒の自治力を伸ばすというのは非常に重要だと思っています。

○佐伯委員

図書館のハンドブックは、見やすくよく編集できているんですが、どれぐらいの量を作られるんですか？

○福本図書館長

学校は1校当たり3部作り、市町村教育委員会にも送ります。先日、図書館業務専門講座で大学の先生に来ていただいた際にこれをお見せしたところ、特別支援学校が入っている学校図書館活用というのは初めてで素晴らしいことだと言っていただきました。そういう見方もあるんだなと気づかされました。

○中島委員長

具体的な取組みがあるのが「すごくいいな」と思います。

○若原委員

ハンドブックというのは、ビジョンの後に付けて両方合わせたものですか？

○福本図書館長

はい、そのとおりです。

○中島委員長

ウェブサイトにもあげられるんですか？

○福本図書館長

上げる予定にしております。

○中島委員長

次に人権のところですが、PTAでの取組みというのは内容をPTAの方々が考えられるんですか？

○岸根人権教育課長

このプログラムを作る過程は、今のところ各市町村に人権教育推進委員という社会教育を担っている方がおられますので、そういった方々が5校ですから、それぞれ分担して協力していただき、それから県の人権教育アドバイザーがいますので、そういった方にも入っていただいて、それに人権教育課の職員が入って作っていくという形で、それを実際にPTAの研修で実践していただきますので、実践のところでは実際の保護者に体験していただくということで、それをまたフィードバックするという組み立てで進めております。今のところ、作る過程でPTAが入っていることはないです。

○中島委員長

それでは実際に現場におけるファシリテーションも、保護者は参加者として加わって、ファシリテーションは知識のある方がされたということですか？

○岸根人権教育課長

基本的にはそうです。ただ、学校によってPTAの中に非常に長けた方がおられますが、基本的にはファシリテーターはこの製作に関わった人権教育推進員か、アドバイザーがやっています。

○若原委員

3年計画ですけど、3年間というのは、この協力校というのは5校で変わらないわけですね。3年目でこのプログラム集を作りあげるという形ですね。

○岸根人権教育課長

1年間は、ずっと学校の取組みとして1年間やりますので、全体を見て作るとなると1年待たないとできません。また、PTAも同じことですので、1年目はお互いに話を聞きながら作っていく。2年目はお互いに相手を作ったものを見て、またそれぞれで考えていく。3年目にもう少し手を加えて、いいものができるんじゃないかなということで、3年目になってみないとはっきり言えないですが、そういったイメージで作っています。

○中島委員長

ファシリテーターの育成というのは視野に入っているんですか。

○岸根人権教育課長

来年度、事業化で少し予算を付けていただけるようお願いしているんですけども、基本的には今人権教育推進員に担っていただいているのですが、経験年数も様々ですし、必ずしもファシリテーターとしての経験がある方ばかりではないということで、そういった方々に研修も受けていただきますし、あるいは他の学校のPTAから依頼があったら、旅費を支給してやっていただくというような予算も準備しています。

○中島委員長

それはいいことだと思います。

次ですが、美術館の候補地の件で報道を聞いていると、初めは13番目の候補じゃなくて、ちょっと違う位置付けみたいな話だったんですが、もう13番目ということになっているんですか？

○大場博物館長

全く可能性がない場所なのか、と言われると調査する必要がなくなります。逆に、可能性があるという意味では候補地じゃないか、と言われるとそうかとは思いますが、正式に推薦されたわけではないので、それを完全に同列に扱うのはどうかとも思っています。その中で、今までの経緯がありますので、まず、そこについて一定の評価をして、それなりに有望な土地であれば、その後もずっと検討の俎上に乗せていくように考えています。まずは他の候補地と同じ基準で見ます。

○若原委員

13番目は、他と同じように書類は提出されているんですか？

○大場博物館長

書類はありませんので、そういう意味では評価も非常に難しいです。地元では、どういう協力がいただけるかとか、地元がどういう考えを持っておられるかとか、推測でしかできません。

○若原委員

書類が整ってないと、比較のしようがないですね。

○大場博物館長

後は現地を見ていただいて、我々事務局としても、「従来の計画ではこういう協力をいただく予定でした」とか「シャトルバスを走らせるような話もありましたので、そういうご協力をいただけると思います」といったことで、ご説明するようなことしかできないだろうなど。

○若原委員

最終的に候補地を絞り込むのは4月中でしたか。

○大場博物館長

3月一杯で現地を見ていただき、その上で皆さんに集まっていただいて、評価をする機会は何度か持つということですので、4月中旬ぐらいまではかかると思っております。それを踏まえて検討委員会へ評価結果を報告していただいて、検討委員会で議論していただきます。

○中島委員長

半分以下に絞るとかいうイメージですか。

○大場博物館長

どの程度絞り込めるか、やってみないと分からないと思います。とりあえず「○、×、△」を付けていただき、×が多いところは落としていくのかなと単純には思っていますが、あんまり無理なお願いもできないので、何件まで絞り込むというのは難しいかと。県民意識調査等も行う予定ですので、県民の皆さんの多くがどこを適当だと思っていられるのかということも一つあると思います。

○若原委員

何か所かに絞った上でプレゼンをしてもらおうとか、そういうことは？

○大場博物館長

プレゼンは、現地調査の際に、市町村職員に立ち会っていただいて、市町村の方がされています。

○若原委員

次の件ですが、購入予定美術品の今の所有者というのはどういう方々ですか？

○大場博物館長

基本的に購入は画商になります。

○中島委員長

各委員さんから何かありますでしょうか。

それでは、3月定例教育委員会はこれで閉会とします。次回は4月27日水曜日です。では、ご起立ください。どうもご苦勞様でした。